

庄内ユニオン規約

第1章 名称と目的

(名称)

第1条 本組合の名称は庄内ユニオンと称する。

(事務所)

第2条 事務所は、鶴岡市泉町8番50号（鶴岡市労働センター内）に置く。

(目的)

第3条 組合は組合員の団結と相互扶助の精神により労働条件の維持改善、その他経済的・社会的地位の向上を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 組合は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 組合員の労働条件の維持改善に関する事
- (2) 組合員の福祉の増進と文化的地位向上に関する事
- (3) 労働協約の締結、改訂および経営民主化に関する事
- (4) 同一目的を有する団体との協力、提携に関する事
- (5) その他、目的達成に必要な事

第2章 組合員

(組合員)

第5条 組合員は各企業、事業体に勤務する労働者並びに組合が承認したものによって組織する。

(加入の手続き)

第6条 組合に加入するときは、所定の申込書に必要事項を記載の上、執行委員長に提出し、執行委員会の承認を得たものとする。

(権利)

第7条 組合員は何人（なんびと）もいかなる場合にも人種、信条、宗教、性別、門地（もんち＝いえがら）または身分によって差別待遇や不利益を受けず、また組合員たる資格を奪われない。

2 この規約に基づき、すべての問題に参加し、均等の取り扱いを受ける権利を有する。

3 組合役員その他の代表に選挙され、もしくは選挙する権利を有する。

(義務)

第8条 組合員はすべて次の義務を負う。

- (1) 組合の運動方針、決定を実行すること。
- (2) 組合規約を守り、会議に出席し、決議に参加すること。
- (3) 毎月所定の組合費及び機関で決定したその他賦課金を納入すること。

(資格喪失)

第9条 組合員は、次の場合にその資格を失う。

- (1) 除名された時

(2) 脱退が認められた時

(権限)

第 10 条 組合は交渉権、ストライキ権（同盟罷業）、妥結権を持つ。但し、執行委員会の承認を得て行使する。

第 3 章 機関

(機関の種類)

第 11 条 組合の決議機関は定期大会と臨時大会、運営機関として執行委員会をおく。また、運営機関として支部あるいは分会を置くことができる。支部・分会の運営は別途定める。

(大会)

第 12 条 大会は組合の最高決議機関であり、組合員全員をもって構成する。

(定期大会)

第 13 条 定期大会は年 1、原則として 4 月に開催するものとし、執行委員長が招集する。

(臨時大会)

第 14 条 執行委員会の過半数または組合員の過半数の要求に基づき執行委員長が招集する。

(告示)

第 15 条 大会の日時・場所・議題等は、開催の 7 日前までに告示しなければならない。但し、緊急の場合はこの限りではない。

(付議事項)

第 16 条 大会は次の事項を審議、決定する。

- (1) 活動報告の承認と運動方針の決定
- (2) 決算の承認と予算緒決定
- (3) 規約の改廃
- (4) ストライキ権（同盟罷業）の確立
- (5) 役員の選出
- (6) 上部組織への加盟・脱退
- (7) その他重要な事項

(定足数と議決)

第 17 条 大会の定足数は組合員の 3 分の 2 以上とし、委任状による参加を妨げない。この規約に定める事項の他は出席数の過半数で議決する。可否同数の場合は大会議長が決定する。

(議長)

第 18 条 大会の議長は、組合員の中から立候補または推薦により選出する。

(執行委員会)

第 19 条 執行委員会は組合の執行機関であり、委員長、副委員長、書記長、書記次長、執行委員で構成し、執行委員長がこれを召集する。執行委員会の半数以上の出席をもって成立し、半数以上の賛成で議決する。

(専門部)

第 20 条 執行委員会のもとに次の専門部を置く。

- (1) 組織部

- (2) 教育宣伝部
- (3) 文化厚生部

第4章 役員

(役員と任務)

第21条 組合役員の数及び任務を次のとおり定める。

- (1) 執行委員長 1名 組合を代表し活動を統括する。
- (2) 副執行委員長 若干名 委員長を補佐し、委員長に事故ある時は職務を代行する。
- (3) 書記長 1名 日常業務を執行する。
- (4) 書記次長 若干名 書記長を補佐し、組合会計を管理する。
- (5) 執行委員 若干名 組合活動の指導にあたる。
- (6) 会計監査 1名 組合の会計業務を監査し、大会に報告する。

(選出)

第22条 定期大会において、組合員の中から無記名投票により選出する。但し、総会の議決により他の選出方法をとることもできる。

(任期)

第23条 役員任期は1年とし、再任を妨げない。

第5章 会計

(会計)

第24条 組合の会計は組合費（組合加入金を含む）、臨時組合費及び寄付金によりまかなう。

(組合費及び加入金)

第25条 組合費の月額500円とする。サポーター組合員も月額500円とする。ただし組合員本人の事情により、執行委員会の承認に基づき組合費を減免、または、執行を猶予することができる。

2 新たに組合に加入する者は、加入金として1,000円を納入する。ただし組合員本人の事情により、執行委員会の承認に基づき組合費を減免、または、執行を猶予することができる。

3 組合費又は加入金の額を変更するときは、大会で決定するものとする。

4 臨時組合費を徴収する場合は大会で決定する。

(会計年度)

第26条 本組合の会計年度は4月1日より翌年3月31日までとする。

(予算及び決算)

第27条 予算及び決算は大会で決定する。ただし、すべての財源及び使途、主要な寄付者の氏名並びに現在の経理状況を示す会計報告は、組合員によって委嘱された職業的に資格のある会計監査人による正確であるとの証明書とともに毎年1回大会で組合員に報告する。

第6章 争議

(ストライキ権《(同盟罷業)》の確立とその行使)

第28条 ストライキ権《(同盟罷業)》の確立は、組合員の直接無記名投票の過半数をもって確

立されるものとする。ストライキ権《(同盟罷業)》の行使は、ストライキ権《(同盟罷業)》の確立に基づいて、執行委員会の議決を経て、対象たる組合員の同意に基づいて実施されるものとする。

第7章 規約の改廃

(規約の改廃)

第29条 本規約は、全組合員の直接無記名投票により3分の2以上の賛成により改廃することができる。

付則

本規約は2019年3月25日より実施する。